

# 甲南大学 体操クラブ



KONANスポーツクラブ 体操競技ビギナーコース

## コベカツ (KOBE◆KATSU) 対応コース

コベカツとは、神戸市が進める「中学校部活動の地域展開」の愛称です。

詳細 <https://kobe-katsu.smartkobe-portal.com/student/>

中学生であれば、どなたでも（神戸市立中学校以外にお通いの方も）お申込みいただけます。

**【募集期間】 2026年7月9日（木）～7月23日（木）**

**【保護者対象入会説明会・面談】 7月25日（土）10:30～**

※入会には説明会への参加が必要です。

### 概要

本コースでは、中学生の体操競技初心者を対象に、競技会出場を目標とした指導を行います。土台となる基本技を大切にしながら、発展的な技の習得へとステップアップを目指します。甲南大学体育会体操競技部学生の練習スペースを共有して活動するため、ルールを守り真面目に競技に取り組むことが活動の基本となります。<定員20名>

対象者	中学1年生～中学3年生
練習場所	甲南大学 岡本キャンパス 講堂兼体育館<南側フロア> ※駐輪場はご利用いただけません。公共交通機関をご利用ください。
会費等	35,000円（9月～2027年3月分）+保険料 800円（年度ごと） ※2027年4月以降は、半期ごとになります。 ※スポーツ安全保険適用期間：講座初日～2027年3月31日（年度更新の際、再度保険料がかかります。）

### 練習日

月8～10回程度<年間100回程度>/原則：月・金・土

大学授業期間中：【月・金】16:30-18:30（器具の撤収～解散19:00頃） 【土】11:00-14:00

大学休業期間中：【月・金】16:00-18:00（器具の撤収～解散18:30頃） 【土】11:00-14:00

### 講師

吉本 忠弘（甲南大学 全学共通教育センター教授 / スポーツ・健康科学教育研究センター兼任研究員）、  
寺戸 諭 氏、本多 幸子 氏（学外講師）

〔見学・体験について〕

活動のある日は見学・体験が可能です。

無料体験・見学お申し込みはこちらから▶



甲南大学  
リカレント教育センター

(KONANスポーツクラブ事務局) 社会連携機構事務局

TEL: 078-435-2598 (直通) [平日9時～17時]

EMAIL: kouza@adm.konan-u.ac.jp

# KONAN スポーツクラブ 体操クラブ 体操競技ビギナーコース 規約

2026年2月12日

リカレント教育センター運営委員会承認

## 第1条 目的

KONAN スポーツクラブ 体操クラブ 体操競技ビギナーコース（以下、「本コース」という。）は、甲南大学リカレント教育センター（以下、「本センター」という。）が主体となり、大学の資源を活かして地域社会へ貢献することを目的とし、安全なスポーツ環境を提供した上で、体操競技の専門的指導による技能の向上を図り、青少年の健全な心身の育成及び豊かな人間性の涵養を目指す。

## 第2条 主催

本コースは、本センターが主催する。

## 第3条 活動場所

甲南大学（以下、「本学」という。）岡本キャンパス講堂兼体育館を活動場所とする。

## 第4条 スタッフ

本コースを運営するために次のスタッフをおく。

- ・責任者 1名
- ・指導者 3名以上
- ・会計担当者 1名

スタッフは相互に兼ねることができる。

## 第5条 入会対象・定員

- ・入会対象は中学校1年生から3年生までの者とする。
- ・定員は20名とする。ただし、本コースの都合により変更することがある。
- ・入会希望者が定員を超える場合は、原則として先着順により入会者を決定するものとする。ただし、学年構成や安全管理上の事情により、本コースが調整を行う場合がある。

## 第6条 練習日

- ・大学授業期間中：月・金・土（週3日）平日 16:30-18:30 土曜 11:30-14:00
- ・大学休業期間中：月・金・土（週3日）平日 16:00-19:00 土曜 11:30-14:00

注) 上記の練習日・活動時間は原則であり、本学の都合により変更することがある。  
スタッフの都合で開講出来ない場合、代替日を設ける。

## 第7条 諸費用

- ・入会者は、以下の費用を負担するものとする。

会費	30,000円（半期毎）
スポーツ安全保険料	800円（年度毎）

- ・会費及びスポーツ安全保険料の納入は、指定口座に振り込むこと。
- ・既納の会費及びスポーツ安全保険料は原則として返還しない。

## 第8条（諸規則の遵守）

- ・会員は本規約の定める諸規則を遵守し、指導者の指示に従うものとする。
- ・以下の行為は禁止する。会員に当該行為があるときは、本コースは会員に対し、当該行為の中止、活動場所からの退去その他必要な措置を求めることができる。
  - (1)活動場所の秩序を乱す行為
  - (2)活動場所への自転車・自動車の乗り入れ・駐停車、活動場所付近での駐停車（駐停車する場合は有料駐車場を利用すること）
  - (3)本コースによる許可のない、施設内における撮影
  - (4)本コースが許可していない活動写真・動画、個人情報等の SNS・インターネット上での公開
  - (5)体調不良、伝染病への罹患、怪我の未完治その他身体に不具合がある場合の参加
  - (6)会員が在籍する学校において学級閉鎖、学年閉鎖又は学校閉鎖が実施されている期間中の参加
  - (7)本学の施設内又は本学の施設周辺における物品販売等の営業行為、勧誘行為、金銭の貸借等の行為
  - (8)本学の施設内又は本学の施設周辺におけるビラ等の配布、はり紙等の掲示、宗教活動、政治活動、署名活動その他これに準ずる行為
  - (9)社会通念上又は信義則上、不当又は過度な要求行為
  - (10)その他本コースの秩序を乱す行為

## 第9条 損害賠償責任免責

- ・会員が活動中に受けた損害に対して、本コースは、本コースに故意又は過失がある場合を除き、その責を負わない。
- ・会員間に生じた係争やトラブルについても、本コースは、本コースに故意又は過失がある場合を除き、一切関与せず、責任を負わない。

## 第10条 持込物に関する責任

- ・本コースは、会員が施設に持ち込んだ物品の預かりを行わない。会員は、持込物について自己の責任において管理するものとする。
- ・本コースは、故意又は過失がない限り、会員が施設に持ち込んだ物の滅失又は毀損について賠償する責任を負わない。

## 第11条 会員の損害賠償責任

- ・会員が本学の施設の利用中、会員の責に帰すべき事由により、本コース又は他の会員その他の第三者に損害を与えたときは、当該会員がその損害に関する責を負うものとする。
- ・往復途上における事故又は傷害については、本センター及び本コースはその責任は一切負わず、保護者が当該損害に関する責を負うものとする。

## 第12条 入会手続き

申込者の保護者は、本センターホームページの申込ページに所定の事項を入力し、入会の申し込みを行うものとする。申込み後、入会にあたって、本規約及び注意事項の内容を確認し、これに同意したうえで、所定の誓約書を提出するものとし、会費及びスポーツ安全保険に関する所定の手続きを行うものとする。これらの手続きの完了をもって、申込者は会員としての資格を有するものとする。保護者は、本規約に基づく会員としての義務及び責任を、当該会員と連帯して負うものとする。なお、入会申込時の記載事項に変更が生じた時は、速やかに本センターに届け出なければならない。

### 第13条 退会手続き

- ・退会を希望する会員は、事前に責任者に連絡した上で、保護者同伴で本センターに申し出た上で書面を以て退会手続きを行う。申し出のない退会や電話連絡での退会は認めない。
- ・前項の規定により退会する場合であっても、すでに納入された当該半期分の会費については、原則として返還しないものとする。
- ・会員が中学校を卒業したときは、当該年度末（3月31日）をもって自動的に退会したものとみなす。

### 第14条 会員資格の喪失

- ・会員は次の場合にその資格を喪失する。
  - (1)退会
  - (2)除名
  - (3)死亡
  - (4)本コースの一時閉鎖又は解散した場合

### 第15条 欠席連絡について

会員が練習を休む場合は練習開始時間までに指導者に連絡しなければならない。  
(遅刻又は早退も同様とする)

### 第16条 不慮の事故に対する補償

本コースの活動中に起こった不慮の事故に対する補償は、個人に対する責任を問わず、スポーツ安全保険から支払われた補償額をこれに充てることとし、本センター、本コース及び指導者の賠償責任は問わないものとする。

### 第17条 解散・一時閉鎖

- ・本センターは、やむを得ない事情による場合には、会員に対して事前に通知することにより、本コースを解散又は一時閉鎖することができる。
- ・前項の場合、本センターは、会員に対する特別の補償は行わないものとする。

### 第18条 除名

- ・本センターは、会員が次の各号に該当すると認められる場合は、当該会員を本コースから除名することができる。
  - (1)第5条に規定する条件を満たさないことが判明したとき。
  - (2)第8条に規定する禁止行為があったとき。
  - (3)本規約等に違反したとき。
  - (4)正当な理由なく会費の納入を怠ったとき。
  - (5)入会に際して本センターに虚偽の申告をした場合、又は第5条に違反していることを故意に申告しなかったことが判明したとき。
  - (6)本学の施設等を故意又は重過失により破損したとき。
  - (7)他の会員等の第三者又は本コースの指導者に対し、公序良俗に反する行為に及んだとき。
  - (8)他の会員等の第三者との喧嘩、口論等のトラブルにより、他の会員等の施設利用又は本コースの円滑な運営を妨げたとき。
  - (9)本コース内において宗教活動、政治活動、営業行為、その他本クラブの目的に反する行為により、本コースの秩序を乱し、名誉・品位を傷つけたとき。
  - (10)その他、会員としてふさわしくない言動があったと本コースが認めたとき。
- ・除名された会員は、本コースが使用する施設の利用を一切認めないものとする。

#### 第19条 運営体制

- ・役員（代表・副代表・会計・監事）の選任及び解任、総会の運営その他の意思決定、予算・決算の審議及び承認、本コースの会計・監査については、学校法人甲南学園が適正に行うものとする。

#### 第20条 規約の改正

- ・本コースは本規約を必要に応じて改正することができる。なお改正した本規約等の効力は、本コースの全会員に及ぶものとする。

#### 附 則

1. 神戸市において、暴風・大雨・洪水・大雪・暴風雪のいずれかの警報(波浪・高潮警報は除く)が発表された場合、又はこれらに関連する特別警報・緊急地震速報が発表された場合（発表されることが見込まれる場合を含む）、若しくは本学の学内規程において授業の中止に相当すると認められる場合には、当該日の本コースの活動を休止又は中止することがある。
2. 活動中に前項の警報等が発表された場合又は地震が発生した場合は、ただちに活動を中断し、会員の安全を確保したうえで、待機又は帰宅等の必要な措置をとるものとする。
3. 本規約は2026年4月より施行する。
4. 本規約は2026年6月11日より施行する。